

# 滝沢市農業等エネルギー 価格高騰対策支援給付金



滝沢市では社会情勢の変化による農業等エネルギー価格の高騰の影響を受けている農業者、林業者、内水面漁業者の皆様を応援します!

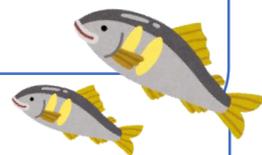


## ①対象者

以下の条件にすべて該当する方が対象となります。

- ☑ ①「市内に住所を有する個人」または、「市内に本店もしくは主たる事務所を有する法人」で、農業、林業、内水面漁業を営んでいること
- ②または、市内に事業所又は生産を行う場所を有する個人又は法人で、市内において農業、林業又は内水面漁業を営むもの
- ※①、②のいずれかに該当すること
- ☑ 令和5年分の税申告(法人の場合は、令和6年度の直近の事業年度における税申告)をしたもので、収入のうち販売実績があること
- ☑ 令和6年以降も経営を継続する意思があること

## ②申請期間



**令和6年12月27日(金)必着**

### ③対象経費・給付額

対象経費：令和5年分(法人の場合は、令和6年度の直近の事業年度)の税申告で農業、林業、内水面漁業において、**動力光熱に係る経費**として申告したもの

※動力光熱に係る経費とは、電気料、水道料、ガス代、灯油、ガソリンなどの燃料費

給付額：対象経費額の合計額を調整率で除した額を当該対象経費の合計額から減じて得た額の2分の1以内の額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、上限100万円、下限1万円とする。

対象経費	調整率
動力光熱に係る経費	1.289

算定式：**{給付対象経費—(給付対象経費÷1.289)}×1/2**

計算例) 動力光熱に係る経費が、「1,289,000円」の場合

$$\{給付対象経費—(給付対象経費÷1.289)\}×1/2$$

$$\{1,289,000円—(1,289,000円÷1.289)\}×1/2$$

$$=(1,289,000円—1,000,000円)×1/2$$

$$=289,000円×1/2$$

$$=144,500円$$

1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた額となります。

よって、給付額は144,000円となります。



## ⑤申請書類



- ① 給付申請書兼請求書(様式第1号)
- ② 申請額計算書 (様式第2号)
- ③ 誓約書兼同意書 (様式第3号)
- ④ 申請額計算書において記載した税申告の内容がわかる書類
- ⑤ 振込先口座の通帳の写し(名義、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号がわかる箇所)
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

## ⑥お問い合わせ 申請書類提出先

〒020-0692 滝沢市中鵜飼55番地

滝沢市 経済産業部 農林課

電話：019-656-6537

FAX：019-684-5479

E-mail：[norin@city.takizawa.iwate.jp](mailto:norin@city.takizawa.iwate.jp)

★郵送でも受け付けいたします。



申請書データはホームページから  
取得できます。

QRコードを読み込んで  
ホームページをご確認ください

